

豊根村地域防災計画の修正の要旨

■ 地域防災計画作成・修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、豊根村地域防災計画の作成、修正は豊根村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条、豊根村防災会議条例）。

■ 主な修正事項

1 災害対策基本法等の改正を踏まえた修正

(1) 避難勧告及び避難指示の一本化

- ・避難勧告及び指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うなど、避難情報のあり方を包括的に見直し
- ・1～5の警戒レベルに対応した「住民がとるべき行動」と「行動を促す情報」を整理

(2) 広域避難に関する事項

- ・広域避難に係る県及び市町村間の協議方法について整理
- ・円滑な避難が可能となるよう、実践型の防災訓練を実施

2 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

(1) 避難所における感染症対策

- ・避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

- ・感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の積極的な実施

(3) パーティション等の備蓄の促進

- ・マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄の促進

(4) コロナの自宅療養者等に対する情報共有等

- ・平常時からの、自宅療養者等が危険エリアに居住しているかの確認
- ・自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供

(5) 派遣・応援員等の感染症対策

- ・派遣職員健康管理やマスク着用等の徹底
- ・応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

3 その他の国の施策等を踏まえた修正

(1) 災害対応業務のデジタル化の推進

(2) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

(3) あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進

(4) 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 など